

## 第81号議案

南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体の数の減少及び規約の変更について

令和7年3月31日限り、南予地方水道水質検査協議会を設ける地方公共団体である津島水道企業団が脱退し、南予地方水道水質検査協議会規約の一部を次のとおり変更することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の6の規定により、その例によることとされる同法252条の2の2第3項の規定に基づき、議会の議決を求める。

上記の議案を提出する。

南予地方水道水質検査協議会規約の一部を改正する規約  
南予地方水道水質検査協議会規約(昭和60年3月1日設立)の一部を次のように改正する。

第3条中「、津島水道企業団」を削る。

第6条中「9人」を「8人」に改める。

第27条第2項中「第199条第3項」を「第199条第4項」に改める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

令和6年12月6日

愛南町長 中村 維伯

### 提案理由

津島水道企業団が脱退することに伴い、南予地方水道水質検査協議会規約の一部を変更するため。

南予地方水道水質検査協議会規約の一部を改正する規約 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第1条、第2条 略 (協議会を設ける団体)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる市町及び企業団(以下「関係団体」という。)がこれを設ける。宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、鬼北町、松野町、愛南町、南予水道企業団、<u>津島水道企業団</u></p> <p>第4条、第5条 略 (組織)</p> <p>第6条 協議会は、会長及び委員<u>9人</u>をもって組織する。</p> <p>第7条～第26条 略 (事務処理の状況の報告等)</p> <p>第27条 協議会は、毎事業年度少なくとも2回以上、協議会の管理し及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を関係団体の長に提出するものとする。</p> <p>2 関係団体の長が協議して定める関係団体の監査委員は、法<u>第199条第3項</u>の規定による監査を毎年9月から10月までの間において行うことができる。ただし、監査委員は、必要があると認めるときは、この期間以外に監査の期日を変更することができる。</p> <p>3、4 略 以下 略</p>	<p>第1条、第2条 略 (協議会を設ける団体)</p> <p>第3条 協議会は、次に掲げる市町及び企業団(以下「関係団体」という。)がこれを設ける。宇和島市、八幡浜市、西予市、伊方町、鬼北町、松野町、愛南町、南予水道企業団_____</p> <p>第4条、第5条 略 (組織)</p> <p>第6条 協議会は、会長及び委員<u>8人</u>をもって組織する。</p> <p>第7条～第26条 略 (事務処理の状況の報告等)</p> <p>第27条 協議会は、毎事業年度少なくとも2回以上、協議会の管理し及び執行した事務の処理の状況を記載した書類を関係団体の長に提出するものとする。</p> <p>2 関係団体の長が協議して定める関係団体の監査委員は、法<u>第199条第4項</u>の規定による監査を毎年9月から10月までの間において行うことができる。ただし、監査委員は、必要があると認めるときは、この期間以外に監査の期日を変更することができる。</p> <p>3、4 略 以下 略</p>